

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

天理市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

1. 山間地域（福住町、山田町上・中・下、上仁興町、下仁興町、藤井町）

### （１）現況

本地域は大和高原北部から東部山間に拡がり、多くは稲作経営であるが、野菜栽培にも取り組んでいる。農地造成、圃場整備事業が実施されており、整備された圃場が多い。また、各施設の長寿命化及び鳥獣害対策、維持負担の軽減化が課題と言える。

### （２）目標

（１）を踏まえ、法第３条第３項第１号、第２号及び第３号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 山の辺の道周辺地域（園原町、乙木町、萱生町、中山町、竹之内町）

### （１）現況

果樹園芸と稲作が行われている。山の辺の道に沿って拡がる歴史的な景観の残る地域であるが、耕作放棄地が散見される。

農山村の原風景が残る地域として、環境整備を行っていることもあり、より進んだ景観の保全が必要である。

### （２）目標

（１）を踏まえ、法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進し、農地や農業用施設の維持、環境保全を進めて多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 平坦地域（上記以外の農振農用地）

#### （１）現況

稲作とイチゴ、トマトなどの施設園芸が行われている。一部では環境負荷への配慮した取組み、営農組合への集積化も始まっている。

#### （２）目標

現況を踏まえ、本地域では法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	山間地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	山の辺の道周辺地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	平坦地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

### 1. 対象農用地の基準

#### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

特定農山村法に指定されている地域(旧丹波市町及び旧福住村)

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草牧草地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市町村長の判断によるもの

《緩傾斜農用地》

<急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地>

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)

## (2) 集落協定の共通事項

- 1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。
- 2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

## (3) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする